

## 創業時に必要な届け出書類

### ◆個人事業者の場合

対 象	届 出 の 名 称	届 出 先	提 出 期 限
個人事業者	個人事業の開業等届出書	税務署	開業の日から1ヶ月以内
	個人事業開始等申告書	都道府県税事務所	開業後すみやかに
	開業等届出書	市町村役場	
	所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	税務署	確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書		確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、定額法となります)
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所等を開設した日から1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書		随時
●青色申告を希望する場合	所得税の青色申告承認申請書	開業の日から2ヶ月以内 (開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで)	
●青色専従者給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書		

### ◆法人の場合

対 象	届 出 の 名 称	届 出 先	提 出 期 限
法 人	法人設立届出書	税務署	設立の日から2ヶ月以内 (定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要)
	事業開始等申告書 (法人設立・設置届出書)	都道府県税事務所	各都道府県で定める日
	法人設立・設置届出書	市町村役場	各市町村で定める日
	棚卸資産の評価方法の届出書	税務署	確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
	減価償却資産の償却方法の届出書		確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、建物を除き定率法となります)
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所等を開設した日から1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書		随時
●青色申告を希望する場合	所得税の青色申告承認申請書	設立3ヶ月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日	

(注)☆提出期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。

☆各都道府県税事務所、各市町村役場によって、届出の名称が若干異なります。

## 創業時に必要な届け出書類

### ◆社会保険関係の届出書類

届出先	種類	提出期限・留意点等
社会保険事務所	<b>健康保険、厚生年金保険</b> ①新規適用届 ②新規適用事業所現況届 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者（異動）届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	設置日後5日以内 ・法人事業所は強制加入 ・個人事業の場合(注) 従業員5人以上は強制加入 （サービス業の一部等については任意加入） 従業員5人未満は任意加入
公共職業安定所	<b>雇用保険</b> ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	①は設置日後10日以内 ②は雇用した翌月の10日まで 個人・法人とも従業員を雇用する とき適用事業所となる
労働基準監督署	<b>労災保険</b> ①保険関係成立届 ②適用事業報告	①は保険関係成立日後10日以内 ②は事業所設置後遅滞なく ・適用事業所は雇用保険と同じ ・従業員を10人以上雇用する場合は 「就業規則届」の届出も必要
都道府県労働局	労働保険概算保険料申告書	保険関係成立日後50日以内に 申告納付

(注)個人の事業主は、国民健康保険・国民年金の適用となります。届出先は、区市町村役場です。

受付窓口	業種
保健所	飲食店業（そば屋・弁当屋・レストラン） 食品製造業（菓子製造業・食肉販売業・魚介類販売業） 理・美容室業 クリーニング業（取次店を含む） 旅館業 ペットショップ店業 など
都道府県庁等	旅行代理店業 貨物輸送業 自動車整備業 倉庫業 駐車場業等 建設業 宅地建物取引業 酒類販売業 など
その他	薬局（薬事衛生事務所） レンタルビデオ・CD （日本CDレンタル商業組合・（社）日本音楽著作権協会・（社）日本映像ソフト協会） 古物商（警察署） など